

令和7年 第6回

八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和7年6月12日 木曜日 午後3時22分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 井上靖
教育委員 泉俊也、成瀬いづみ、佐々木広光、國安健太
- 4 欠席した者 なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
教育指導主幹 河野文俊 学校教育課長 萩森久人
生涯学習課長 山中貞則 学校教育課長補佐 西村真徳
- 6 次 第 別紙のとおり

八 幡 浜 市 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第
(令和7年6月 第6回)

1 教育長開会宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

(2) 5月分行事報告及び6月、7月分行事予定報告

4 議 事

(1) 議案

議案第40号 八幡浜市立地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第41号 八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第42号 八幡浜市立中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第43号 八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について

議案第44号 八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第45号 八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について

議案第46号 八幡浜市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理の承認について

議案第47号 八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第48号 八幡浜市立図書館協議会委員の任命について

議案第49号 八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第50号 八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について

(追加) 議案第51号 八幡浜市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について

(2) 報告・協議事項

① 旧八幡浜市立図書館の移築再生事業について

② その他

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催について

令和7年7月11日(金) 16時～ 八幡浜庁舎3階 庁議室

(2) その他

6 教育長閉会宣告

〔開会時刻：午後 3 時 22 分〕

教育長

1 教育長開会宣告

ただいまから令和 7 年 6 月第 6 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

2 前回会議録の承認

前回会議録について何かご意見はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「はい。」

教育長

ありがとうございました。

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

クリップ止めの資料をご覧ください。

1. いじめの認知状況については、5 月はありませんでした。今年度の累計は小学校 1 件です。

2. 不登校の状況については、まだ 2 ヶ月しか経っていませんので、5 月末現在の長期欠席 30 日以上の該当者は、小学校はいませんが、中学校では 2 年生 4 名、3 年生 5 名の計 9 名が該当します。また、保内中学校校内サポートルームの今年度の利用登録者は、2 年生 1 名と 3 年生 2 名でスタートしています。

3. 八西地区中学総体については、雨の影響で 5 月 24 日から 27 日かけて行われました。別紙に団体戦の結果と個人の県大会出場者を載せています。全南予中学総体については、今年度から水泳と陸上は南予大会となりました。昨日行われましたので、結果報告はまだ入っていません。

4. 中学 3 年生の海外派遣事業（シンガポール）については、7 月 29 日から 8 月 7 日にかけて、9 泊 10 日で行います。応募状況は、記載のとおりですが、最終的に男子 4 名と女子 8 名の 12 名を派遣することにしました。別紙に参加者名簿と日程等を載せていますので、後ほどご覧ください。

5 番と 6 番については、省略します。

7. その他についてです。(2) 植松努氏の講演会を 6 月 23 日に開催します。今ほど、カラー刷りのチラシを配りしましたが、八幡浜中学校が保護者・生徒に向けて配ったチラシとなります。午前は、保内中学校で生徒中心の講演会が開催され、希望する保護者の参加も可能とのことです。午後は、八幡浜中学校で開催されますが、保護者参観日と兼ねて実施されます。講演会に要する費用は、教育委員会が負担します。(4) 八幡市との中学生交流事業については、8 月 19 日か

ら 21 日の予定で開催します。19 日には、八幡市の川田市長も来られて友好都市協定締結式が行われる予定です。

以上ですが、ご質問はありませんか。

泉委員

中学 3 年生の海外派遣事業について、当初、参加者は 10 名と説明していたと思いますが、12 名に増えた理由を教えてください。

学校教育課長

中学 3 年生の海外派遣事業は、当初予算で組んでいますが、その時の行程表では施設見学や観光を数日計画していました。今回行程の見直しを行い、ホームステイを中心に、語学学校に通う行程を多くしましたので、結果的にホテルの宿泊数が減ったことにより、予算に余裕ができました。今回、34 名の応募者があり、作文による審査を行ったところ、非常に優秀な生徒が多く、可能な限り多くの生徒を参加させたく 12 名を選出しました。

教育長

他に質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、その他の報告に移ります。

(2) 5 月分行事報告及び 6 月、7 月分行事予定報告

生涯学習課長補佐お願いします。

生涯学習課長

17 ページをお願いします。

行事報告です。6 月 8 日（日）に八幡浜市弓道場落成記念イベントを開催しました。教育委員の皆さまには、ご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。落成イベントには、関係者、ご来賓の方々が約 90 人。そして、地域からも多くの方々にお集まりいただきました。

次に行事予定です。6 月 22 日（日）、市民スポーツセンターにおいて、男子バレーボールチームの大阪ブルテオンの選手を講師にお招きし、小中学生を対象としたバレーボール教室を開催します。翌日の 6 月 23 日（月）、教育長からもご紹介がありましたが、ドラマ「下町ロケット」のモデルとなった植松努氏をお招きし、「夢をあきらめない大切さ」を伝える講演会を開催します。ご都合がよろしければ、ご参加いただけたらと思います。7 月 6 日（日）には、「市民スポーツフェスタ 2025」を 6 競技 8 種目、6 つの会場で開催します。

19 ページをお願いします。

6 月 15 日（日）に、ゆめみかん大ホールにおいて、市制施行 20 周年記念事業として、「歌心りえ」さんのコンサートを開催します。6 月 28 日（土）には、同じく、ゆめみかん大ホールにおいて、「第 48 回保内芸能のつどい」。翌、29 日（日）

には、「第 28 回ピアノリレーコンサート」が開催されます。

主な行事は、以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

4 議事

(1) 議案

議案第 40 号「八幡浜市立地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 41 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 42 号「八幡浜市立中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 43 号「八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について」

議案第 44 号「八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 45 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」

議案第 46 号「八幡浜市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理の承認について」

議案第 47 号「八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

一括審議とします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、21 ページをお願いします。

議案第 40 号「八幡浜市立地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」説明します。この報告は、地区公民館の役員改選等に伴い、別紙の 22 ページから 30 ページにかけて掲載しております、「地区公民館長・主事・運営審議会委員」を、八幡浜市立公民館条例施行規則第 28 条の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、八幡浜市立地区公民館長及び主事に委嘱するとともに、八幡浜市立公民館条例第 6 条及び社会教育法第 30 条第 1 項の規定により、同じく、令和 7 年 4 月 1 日に、運営審議会委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告します。任期は、再任、新任ともに令和 8 年 3 月 31 日までです。

次に、31 ページをお願いします。

議案第 41 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」です。この報告は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市社会教育委員に関する条例第 2 条の規定により、令和 7 年 5 月 30 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市社会教育委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告します。任期は、前任者の残任期間である令和 7 年 7 月 31 日までです。

次に、32 ページをお願いします。

議案第 42 号「八幡浜市中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」です。この報告は、運営審議会委員の任期満了に伴い、八幡浜市立公民館条例第 6 条及び社会教育法第 30 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市立中央公民館運営審議会委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

次に、33 ページをお願いします。

議案第 43 号「八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について」です。この報告は、運営委員会委員の任期満了に伴い、八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員に任命しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

次に、34 ページをお願いします。

議案第 44 号「八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」です。この報告は、運営審議会委員の任期満了に伴い、八幡浜市青少年センター設置規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市青少年センター運営審議会委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

次に、36 ページをお願いします。

議案第 45 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」です。この報告は、運営審議会委員の任期満了に伴い、八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 10 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員に任命しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 3 月 10 日から令和 9 年 3 月 9 日までです。

次に、37 ページをお願いします。

議案第 46 号「八幡浜市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理の報告について」です。この報告は、スポーツ推進委員の任期満了に伴い、八幡浜市スポーツ推進委員に関する規則 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市スポーツ推進委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

次に、39 ページをお願いします。

議案第 47 号「八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」です。この報告は、各種団体及び機関の代表者の変更に伴い、八幡浜市文化会館運営審議会規則第 2 条の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を、八幡浜市文化会館運営審議会委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

説明は以上です。

教育長

議案第 40 号から議案第 47 号まで、ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、議案第 40 号から議案第 47 号までは、既に専決処理をしていますので、承認を要しない報告とし、審議を終了します。

教育長

続いて、

議案第 48 号「八幡浜市立図書館協議会委員の任命について」

議案第 49 号「八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について」

議案第 50 号「八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について」

一括審議とします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

40 ページをお願いします。

議案第 48 号「八幡浜市立図書館協議会委員の任命について」説明します。この議案は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市立図書館条例第 7 条第 2 項の規定により、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市立図書館協議会委員に任命するものです。任期は、前任者の残任期間である令和 8 年 3 月 31 日までです。

次に、41 ページをお願いします。

議案第 49 号「八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について」です。この議

案は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市スポーツ推進審議会に関する規則第4条の規定により、改正後の項目にお名前のある方々をスポーツ推進審議会委員に任命するものです。任期は、前任者の残任期間である令和7年8月8日までです。

次に、42 ページをお願いします。

議案第50号「八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について」です。この議案は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市民スポーツセンター運営審議会規則第2条第2項の規定により、改正後の項目にお名前のある方々を八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員に委嘱するものです。任期は、前任者の残任期間である令和7年7月31日までです。

説明は以上です。

教育長

議案第48号から議案第50号まで、ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、議案第48号から議案第50号まで一括採決とします。
原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第48号から議案第50号について、原案のとおり承認することを決定します。

教育長

続いて、追加議案が提出されています。議案第51号「八幡浜市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について」学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

43 ページをお願いします。

議案第51号「八幡浜市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について」ご説明します。市立幼稚園数が減少し、小学校長が園長を兼務することに伴いまして、改正前の市立幼稚園、保育所の代表を、改正後の就学前代表とするものです。現状としましては、宮内小学校の菊池校長先生が保内幼稚園の園長を兼務されています。このことにより、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決処理し、同規則第5条の規定により委員会に報告します。

説明は以上です。

教育長

議案第51号「八幡浜市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の専決処理の

報告について」ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、議案第 51 号「八幡浜市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の専決処理の報告について」は、既に専決処理をしていますので、承認を要しない報告とし、審議を終了します。

教育長

(2) 報告・協議事項

① 旧八幡浜市立図書館の移築再生事業について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、別冊資料の「旧八幡浜市立図書館の移築再生事業について」資料に沿って説明させていただきます。これは、先日、市議会協議会で議員の皆さんに説明させていただいたものと同じ内容です。

資料の 1 ページをお願いします。

旧図書館移築再生にかかるこれまでの検討の経緯についてです。1 の市民会館跡地等検討委員会は、平成 29 年 3 月に八幡浜市民会館が 46 年の歴史に幕を閉じることになったことを受けて、八幡浜市新市建設計画等を踏まえた市民会館跡地等の活用を検討するために、平成 27 年 10 月に発足しました。検討委員会の報告では旧図書館を市民図書館側の通りに移設・再築し、松村正恒建築の良さを広く伝えるものとする。活用にあたっては、1 階をカフェ、2 階を大人・子どものための自習室や読書室にする案が提案されました。

次に、2 の旧八幡浜市立図書館保存検討委員会についてです。令和 3 年 9 月に、旧八幡浜市立図書館を八幡浜市民文化活動センター正面北側の土地に再築するにあたり、様々な事項を検討し、再築の概要案を提案する目的のため、「旧八幡浜市立図書館保存検討委員会」が発足しました。検討委員会では、①から④までの検討事項の課題を整理するため、4 回にわたって委員会を開催し、懇談会や調査研究が重ねられました。令和 5 年 5 月にまとめられた報告書では、下線の引かれた項目ですが、一つ目に、1951 年竣工の第 1 期の旧八幡浜市立図書館の姿を復元すること。二つ目に、建物の意匠は保ちつつも、現行の建築基準法に準拠すること。三つ目に、移築再生の後に文化財指定を検討することが結論付けられました。

次に、3 の旧八幡浜市立図書館の利活用についてです。検討委員会での報告がなされた後の令和 5 年 9 月には、利活用の大枠について議論を深めるため、新たに、みなと交流館長や八幡浜みてみんな、青年会議所やコダテルの会員の方をメンバーに加えた活用部会を設け、協議を重ねた結果、3 つの機能を併せ持つ施設とする意見がまとめられました。一つ目に、カフェの設置。二つ目に、松村建築の情報提供のためのガイダンスセンターの設置。三つ目に、文化ゾーンの歴史的

建造物や文化財を紹介するためのインフォメーションセンターの設置です。

2 ページをお願いします。

次に、4 の市議会協議会での説明についてです。以上のような関係者や市民の方との協議を重ね、施設整備の方向付けができたことから、令和4年6月の市議会協議会において、文化ゾーンの整備方針や旧図書館の来歴や特徴について説明をさせていただきました。また、令和5年12月の市議会協議会では、旧図書館の移築再生の方針や活用方法について説明をさせていただきました。

ここからは、令和5年12月の市議会協議会からの動きです。まず、5のカフェ設置・運營業務の事業実施候補者の決定についてです。1階にカフェを設置・運営する予定の業者を事前に決定し、設計業者と打合せを行うことにより、必要事項や問題点を事前に整理し実施設計に活かしたいと考え、プロポーザルで参加事業者を募集し、審査委員会で審査のうえ、令和6年9月に事業実施候補者を決定しました。事業実施候補者である有限会社ヒロファミリーフーズの代表取締役奥田広司氏は真穴出身で、現在大洲市でレストラン「ビストロサンマルシェ」を経営しておられます。

次に、6の設計業者との協議についてです。令和6年1月に実施設計業者を決定し、必要な内容等について、市、有限会社ヒロファミリーフーズの奥田氏、関係者等と協議を行いました。建物の構造及び部屋、設備、機械等を協議し、令和7年3月に設計が完了しました。

次に、7の内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金、「第2世代交付金」についてです。工事費等の事業計画書を提出し、旧図書館を移築・保存し、市指定文化財とする事業内容が評価され、令和7年4月に計画どおりの内容で交付決定を受けました。これにより、事業費の1/2について交付金の支援を受けることができます。

3 ページをお願いします。

建築などの概要並びに実施設計による建設費用についてです。1の建築物概要ですが、敷地概要はコミカン前の385.28㎡の敷地。建物概要は、建築面積：175.30㎡、延床面積：282.70㎡、で構造は木造2階建です。その他として、1951年竣工の旧八幡浜市立図書館を復元することを基本にしていますが、車椅子昇降機を設置して、車椅子のまま、建物に入ることができるようにしています。

2の各階の配置等についてです。1階部分は事務室、ホール、カフェラウンジ、厨房、テラス、各種トイレなどがあります。

まず、資料6ページをお願いします。

旧図書館の移設予定地です。市民文化活動センター前の敷地への移設を行います。

続いて、資料7ページをお願いします。

1階の平面図です。カフェラウンジでは、厨房で購入したものだけでなく、お弁当や飲料の持ち込みも可能なフードコートスペースとして利用していただき、

屋外テラスでゆっくりくつろぐことも可能です。また、ホールには、歴史的建造物や文化財のインフォメーションセンターとして、文化財等の探訪プログラムや周辺施設のコミカン、図書館、菊池清治邸、坂本歯科医院などの紹介コーナーを設置する予定です。

資料 8 ページをお願いします。

2 階部分は、サロン（フリースペース）とベランダがあります。サロンは、松村建築のガイダンスセンターとして、西側に松村建築の写真やミニチュア模型、モダニズム建築の写真集などを随所に配置し、市内に点在する松村建築の情報マップを提供するほか、市民の皆さんの集いや学びの場として貸し切りで使用していただくことも出来るよう考えております。東側には、キッズスペースも設置し、1 階のカフェラウンジと同様に、飲食しながら、おしゃべり、読書、仕事、勉強、打合せなど、利用者がゆったりと過ごすことができるスペースを提供し、南側のベランダは、光や風を感じながらくつろげるスペースとして提供したいと思います。また、1 階と 2 階の間の踊り場から別階段を上った所に「展示室」とありますが、10 畳ほどの小部屋を設け、日土小学校の模型を配置し、展示スペースもしくは保管庫として活用したいと考えています。

資料 9 ページは、建物の立面図です。

資料の 4 ページにお戻りください。

3 の実施設計による建設費用等についてです。建設工事費の総額は 2 億 4,057 万円です。令和 5 年 12 月定例市議会の質疑において、建設工事費は 1 億 5 千万円程度となる旨を説明させていただいたところです。しかし、近年の資材・労務単価の高騰は想定を上回るペースで推移しています。参考までに一般財団法人建築物価調査会が HP で公表している「建築物価 建築費指数」によると、10 年前の 2015 年と比較して木造建築の建築費用が約 1.4 倍にもなっています。今後も、この傾向は続くものと思われませんが、見方を変えれば、新しい部材を用いるよりも、より多くの旧図書館の部材を有効活用したほうが建設工事費の節減が図られることが分かりました。そうすることで、市指定文化財としての価値が高まることになり、第 2 世代交付金の採択でも評価をされました。なお、事業費の内訳は記載のとおりで、あらためて工事請負費が 2 億 4,057 万円。これには、旧図書館の撤去工事も含まれており、移築再生を行うことで、撤去工事費用も国の第 2 世代交付金の交付対象となっています。工事請負費のほか、委託料として 891 万円、これは建設工事の監理委託料です。これら、事業費の総額は、2 億 4,948 万円です。財源内訳ですが、国庫交付金が 1/2 の 1 億 2,474 万円、過疎債が 1/2 の 1 億 2,470 万円、市費が残りの 4 万円となっています。過疎債には交付税措置 7 割があるため、市の実質的な負担額は、3,745 万円となる見込みです。

資料の 10 ページをお願いします。

旧図書館の移築再生工事の予定工程です。6 月の市議会で予算が成立しましたら、入札を執行しますが、予定価格は議会の議決に付すべき 1 億 5 千万円以上と

なりますので、直近の市議会で契約議案を上程し、承認が得られましたら、工事に着手します。最初は、既存の旧図書館の解体工事を行います。躯体をばらして使える部材を整理して、移築工事に移ります。建物がおおよそ出来上がる令和8年7月末頃からは、カフェ業者による厨房等の設置工事も進められ、令和8年9月末頃の完成予定です。

11 ページは 1951 年竣工の第 1 期の写真。12 ページには、同じような角度からの完成予想図を掲載していますので、ご参照願います。

最後に、旧八幡浜市立図書館の移築再生事業の目的は、ひとつは、松村正恒設計の趣旨に沿った美しい木造建築を再現し、次世代に継承していくことです。今回の移築再生事業は、現在の建物を解体し、別の場所で組み立て直すため「新築」扱いとなり、現行の建築基準法の適用を受けることから、防災性、耐震性、利便性、安全性が確保されます。また、移築再生工事が完了した後に八幡浜市の文化財指定を目指す予定であり、それが実現すれば、新築扱いで移築した建物が文化財に位置づけられることになるため、保存再生の考え方に新しい道を拓く特徴的な事例になると想定されます。もうひとつは、再び新しい役割を与えられ生まれ変わる旧八幡浜市立図書館が、多くの市民に愛され活用される集いの場になることです。隣接するコミカンや市民図書館を結ぶ文化ゾーンの中核施設として、歴史的建造物や文化財のインフォメーションセンターの役割を果たしながら、文化財の建物の中で市民がゆったりと飲食も楽しめる、「学びとやすらぎの空間」を提供できるものと考えています。

以上で、「旧八幡浜市立図書館の移築再生事業について」の説明を終わります。

成瀬委員

2 階のサロンを利用する場合は、有料ということで決定しているのですか。

生涯学習課長

2 階部分にサロン（フリースペース）と記載していますが、通常はフリースペースとして無料でお使いいただけます。例えば、図書館で借りた本と 1 階のカフェで購入したコーヒーを持って、フリースペースでくつろいでいただくなど、自由に使っていただくことを想定しています。

また、この 2 階フロアを全て貸し切りたい場合は、使用料として 1 時間当たり 1,000 円程度の負担を予定します。コミカンの会議室と同じくらいの広さですので、同程度の金額を負担していただきたいと思います。

成瀬委員

キッズスペースは、無料で利用することができるということでしょうか。

生涯学習課長

サロン（フリースペース）とキッズスペースは併設されていますので、通常は無料でお使いいただけますが、貸し切りの場合は有料となります。

成瀬委員

1 階事務室には、職員が常駐するのでしょうか。

生涯学習課長	事務室には、正職員 1 名と会計年度任用職員 1 名を配置したいと考えています。
國安委員	サロンを貸し切って利用したい方は、図書館が閉館した時間帯が多いのではないかと思います。この施設は、貸し切りで利用することを目的に作られたものではないと思いますが、団体等が夕方以降に利用する場合にも対応してもらえるのでしょうか。それとも図書館が開館している時間帯に限るのでしょうか。
生涯学習課長	名称は、旧八幡浜市立図書館としていますが、運営に関しては、文化活動センターコミカンに準じたものになります。開館時間は、コミカンと同様に午前 9 時から午後 5 時までを基本として考えていますが、委員さんが言われるように、夜の時間帯の利用もあると思います。その場合は、事前にサロンを使用する時間帯を予約していただきましたら、コミカン会議室と同様に、午後 10 時まででは対応したいと考えております。
教育長	コミカンの催しによっては、食事も合わせて提供できるようなことも考えているのではありませか。
生涯学習課長	カフェの営業は、お昼の時間帯のみの営業で協議を進めていますので、今のところはディナーの営業は考えていません。ただ、コミカンでの催し物や 2 階のサロンの利用が夜間になる時には、ケータリングでの対応や、カフェの営業時間の延長など、ある程度柔軟に対応していただくようお願いしていきたいと思います。
泉委員	旧八幡浜市立図書館を移築するということですが、どの程度の木材を再利用するのでしょうか。結構古い木材のようなのですが、古い木材を使って移築すると文化財の指定も受けやすいような説明もありましたので、教えてください。
生涯学習課長	令和 5 年度に旧八幡浜市立図書館の調査を行い、ある程度使える部材、使えない部材を調べていますが、どの程度の木材を再利用するかは、手持ちの資料がありませんので、ここでお答えすることはできません。
泉委員	結構、再利用されるということですね。
生涯学習課長	例えば、2 階部分の階段は、緩いカーブを描いた特徴的な階段ですが、そういうものは再利用していきます。
成瀬委員	旧八幡浜市立図書館の名称は、いつ頃新しい名称になるのでしょうか。

生涯学習課長 今後、検討していきます。

教育長 他にありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 5 その他

(1) について、学校教育課長補佐お願いします。

学校教育課長補佐 (1) の次回定例教育委員会の開催については、7月11日(金)16時から八幡浜庁舎3階庁議室にて開催予定です。

以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 (4) その他
他にありませんか。

國安委員 立川市の小学校で起きた事件がありましたが、保護者から「近隣の市町には、学校に警備会社を入れているところもあるが、八幡浜市は導入していない。八幡浜市は、警備会社との契約に費用が掛かるので導入していないのか。それとも、監視は良くないということで導入していないのか教えてほしい。」と聞かれましたが、私は知りませんと答えました。この件について、八幡浜市はどのように考えているのでしょうか。

学校教育課長 立川市の事件がありましたので、議会でもその件に関する一般質問が出ております。現在、八幡浜市では、学校に警備会社は入っておりません。市の考えとしては、基本的には学校が始まったら門扉は閉めて、不審者が入れないようにしています。ただ、業者等の利用もありますので、その場合は、必ず事務室に立ち寄っていただき、利用目的を確認し、門扉を開けるようにしています。今後、学校にカメラ等を設置することについて議論は出てくるとは思いますが、現状は人による対応で対処しております。

教育長 八幡浜市の小学校では、何か異変があった時にブザーを押すと警察に繋がるようなシステムを設置しています。また、子育て支援課では、王子の森公園に神山

こども園を新設する際には防犯カメラ等の設置も考えているようですが、小・中学校では、現時点では考えていません。

他にございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、以上をもちまして令和7年6月第6回八幡浜市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

〔閉会時刻：午後4時15分〕

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月12日

教育長

井上 靖

教育委員

泉 俊也

教育委員

成瀬 いづみ

教育委員

佐々木 広光

教育委員

國安 健太